

# 告 発 状

2017年3月22日

大阪地方検察庁 御中

〒560・0023 豊中市岡上の町2

・5・28・2

告発人 木村真

外（別紙告発人目録記載のとおり）

〒530・0047 大阪市北区西天

満4丁目8番2号北ビル本館501号

中北龍太郎法律事務所

告発人代理人弁護士 中北龍太郎

電話 06・6364・0123

FAX06・6364・5247

〒560・0024 豊中市末広町2

丁目1番4号豊中末広ビル2階203号

豊中総合法律事務所

同弁護士 藤木邦顕

電話 06・6857・3900

FAX06・6857・3902

〒530・0047 大阪市北区西天満

4丁目3番4号御影ビル7階

大川法律事務所

同弁護士 大川一夫

電話 06・6316・8550

FAX06・6316・8551

〒540・8550 大阪市中央区大

手前4丁目1・76 財務省近畿財務局内

被告発人 氏名不詳者

被告発人は後記背任の犯罪を犯し、犯状悪質であるので、嚴重に処罰されたく、ここに告発する。

## 第1 告発事実

財務省近畿財務局所属の公務員である被告発人氏名不詳者らは、国有財産を売り渡すにあたっては、関係法令等を守るとともに、売渡対象である土地の価格について十分な調査をして、適正な価格で売り渡し、国のための前記事務

を誠実に遂行すべき任務を有していたも

のであり、国有地である豊中市野田町

1501番宅地8770・43㎡（以下、

「本件土地」という。）について、更地価

額9560000円から地下埋設物

撤去及び処理費用819741947円

等を控除した代金額134000000

円が著しく低廉な価格であることを熟知

しながら、学校法人森友学園（住所 大

阪市淀川区塚本一丁目6番25号。以下

「森友学園」という。）の利益を図り、国

に損害を加える目的で、前記任務に背き、

平成28年6月20日、森友学園に、本件土

地を代金134000000円で売り渡

し、もって国に財産上の損害を与えたも

のである。

## 第2 告発に至る事情・経過

1 告発人木村真は、豊中市議会議員である。

2 本件土地について、平成25年4月国土交通省大阪航空局から近畿財務局に対

して売却依頼がなされ、同年6月3日近畿財務局は同日から同年9月2日までの間売却先を公募した。同日、森友学園は近畿財務局に取得要望書を提出した。

これに先立って、本件土地の近隣国有地9492㎡が、平成22年3月10日豊中市に約14億2300万円で売却されている。

また、別の学校法人が本件土地を代金約5億8千万円で買入れたいと申し出たが、平成24年7月近畿財務局は低額すぎるとの理由で売り渡しを拒否したという事実経過がある。

3 森友学園は、上記要望書の提出とともに、平成26年10月大阪府に対し、小学校開設認可申請書を提出した。

同年春ころ、森友学園は、小学校名を「安倍晋三記念小学校」と銘打って、建設寄付金を集める活動を行っている。

平成27年1月27日大阪府私立学校審議会は臨時会を開催し、森友学園の小学校開設認可申請に対し、条件付きで認可が適当であるとの答申を行った。

4 同年2月10日、国有財産近畿審議会は、近畿財務局の諮問に対し、10年間の事業用定期借地権を設定し同時に売買予約による時価売渡しについて「適当」と答申した。

同年5月29日、国は、契約担当官近畿財務局長富永哲夫名で、森友学園との間で、本件土地について、貸付期間同年6月8日から平成37年6月7日までの⑩年間、貸付料年間2730万円等の条件で、事業用定期借地権を設定する国有財産有償貸付合意書を締結するとともに、国においては上記貸付期間を満了した平成37年6月7日に、森友学園においては上記貸付期間内に、それぞれ売買予約完結権を行使できるとの条項を含む国有財産売買予約契約書を交わした。

近畿財務局の依頼で行われた不動産鑑定士による平成27年1月9日付け評価書では賃料は年間約4300万円が適当とされており、上記賃料額は著しく低廉であった。

5 森友学園は、上記契約締結後小学校「瑞穂の國記念小学院」建設に着手し、本件土地の汚染土等の除去作業を行ったが、上記契約時点では判明していなかった新たなごみなどが発見されたとして、近畿財務局に報告した。次いで、平成28年3月24日、森友学園は近畿財務局に本件土地の購入を申し入れた。

そして、平成28年6月20日、国と森友学園は、本件土地について、更地価額956000000円から地下埋設物撤去及び処理費用（以下、「処理費用等」という。）819741947円を控除した代金額1340000000円で売買するとの国有財産売買契約書（契約締結担当官近畿財務局長美並義人）を交わした。

6 処理費用等の算定は、第三者による鑑定を依頼するとの原則が無視され、大阪航空局や近畿財務局が自ら行ったものであること、算定のための調査も、新たなごみなどがこの杭から出たかや、ごみなどのある地点の深さなどをはじめ

現地での確認作業がなおざりであったことなど、調査・算定手続が極めて不適切であった。このように、処理費用等の算定手続は極めて不適切で、およそ適正な金額を算定できる手続ではなかった。にもかかわらず、処理費用等は819741947円もの著しい高額とされた。

その結果、本件土地は、上記近隣地の豊中市への売却価格に比べて極めて低廉な価格で売却されることになったのである。

7 本件売買契約における代金額が著しく低廉になった原因として、政治的働きかけや政治圧力が加えられたと推測される。例えば、次のような動きがあった。

第1に、小学校の名称に「安倍晋三記念小学校」が用いられたり、平成27年9月に安倍晋三首相の妻安倍昭恵が「安倍晋三内閣総理大臣夫人」の肩書で名誉校長に就任した事実がある。

第2に、以下のとおり、森友学園理事長籠池泰典は、参議院議員鴻池祥肇元防

災担当事務所執拗に便宜依頼・要望を繰り返してきた。例えば、①平成25年8月には「借地後購入できないか」、②

同年10月「政治力で早く結論が得られるようにお願いしたい。土地価格の評価額を低くしてもらいたい」、③平成26年1月「賃料3500万円を2500万円に、売却予定額を15億円から7〜8億円に引き下げて欲しい」、④平成27年1月「財務省担当者より、土地評価額10億円、10年間の定期借地として賃料4%年4千万円の提示があり、高すぎる。2〜2.3%を想定。何とか働きかけてほしい」などである。こうした籠池理事長の働きかけが近畿財務局に圧力として作用したものと推測される。

8 本件は、日本の政治の根幹を揺るがす極めて重大な犯罪であり、被告発人を厳重に処罰し、同種犯罪を根絶し、日本の政治を正常化するために告発におよんだ次第である。

### 第3 添付資料

1 本件土地全部事項証明書

2 平成28年6月20日付け国有財産売買契約書

3 平成22年3月10日付け国有財産売買契約書

4 平成28年5月31日付け不動産鑑定評価書

5 衆議院会議録情報第193回国会財務金融委員会第2号

### 第4 付属書類

1 添付資料写し 各1通

2 告発委任状 230通

(なにかいたりゅうたろう)